

NEWS 01

**障がいのある方を支える
福祉サービスを拡大・変更**

日常生活をよりきめ細かく支援するために実施します



障がいのある方の暮らしを支えるための法律「障害者総合支援法」の改正に伴い、4月から、福祉サービスを拡大・変更します。

これは、障がいのある方の日常生活や社会生活を幅広く支援することを目指して実施するもの。障がいのある方やその家族にとって、より利用しやすい福祉サービスになるように仕組みを見直します。

なお、手続きが必要になる方には、順次案内文を送付しますので、ご確認ください。

詳細 区役所（1階）の保健福祉課

〔4月から拡大・変更するサービス〕 主なものを紹介します

拡大

**「重度訪問介護」のサービスを、
重度の知的・精神障がいのある方も
利用可能に**

身体介護や家事援助、外出の支援などを総合的に
行う「重度訪問介護」サービス。重度の知的・精神障
がいのある方も、心身の状況に応じて利用できるよう
になります。



変更

**障がいのある方が共同生活を送る場
「ケアホーム」を
「グループホーム」に統合**

必要とする介護の程度により
分かれていた「ケアホーム」と「グループホーム」を一元
化。食事や排せつなどの必要
な介護が、心身の状況に
応じて受けられます。



変更

**障がいのある方への
必要な支援の度合いを示す
「区分」を変更**

障がいのある方への必要な
支援の度合いを示す「障害
程度区分」の名称や認定
時の調査項目などが変わ
り、新たに「障害支援区分」
になります。4月以降に区分
の更hands続きが必要になる
方から、順次切り替えます。



軽減

児童福祉法に基づく負担額の軽減も
**乳幼児が2人以上いる家庭の
通所サービスの負担額を軽減**

保育所などを利用する乳幼児
が2人以上いる世帯で、第2子
以降の子が心身の発達や基
本的な生活動作の習得など
を促すための「障害児通所支
援」を利用するとき、利用状
況に応じて負担額が軽減さ
れる場合があります。



NEWS 02

介護が必要な方や障がいのある方のごみ出しを支援する「さわやか収集」の対象を拡大

希望する方には収集の都度、声掛けによる安否確認も行います

4月から、介護が必要な方などのごみ出しを支援する仕組み「さわやか収集」の対象要件を緩和します。

この仕組みは、市の作業員が自宅に伺い、ごみを直接収集するもので、ごみステーションにごみを運ぶことが難しい方への支援をより充実させるために、内容を見直しました。

【詳細】環境事業部業務課 (21) 2916

なお、大型ごみについても「さわやか収集」が利用できます。収集の都度、申し込みが必要です。

NEWS 03

埋蔵文化財センター展示室が生まれ変わってオープン

新たな出土品も加わります

市内の遺跡発掘や出土品の収蔵などを行う埋蔵文化財センターでは、老朽化した施設の改修とともに、4月から、展示の方法や内容を一新します。

最新の発掘調査で得られた成果を展示の随所に盛り込むほか、アイヌ文化期について紹介するコーナーを新設。また、発掘現場の様子を伝えるパネルも設けます。これまで以上に、札幌の歴史への理解が深められるようになります。ぜひ足を運んでみてください。

【詳細】埋蔵文化財センター (51) 5430

ごみステーションまで行くことが困難な方の自宅からごみを直接収集するさわやか収集

【新】の要件に該当する方は3/3(月)から申し込みを受け付け、4月から収集を開始します



↑週1回、作業員が玄関先などから収集します。「燃やせるごみ」「雑がみ」などに分別して、1カ所に出してください



↑4月から、希望する方には収集時に声を掛け、安否確認も行います

対象 () を全て満たし、かつ () のいずれかに該当する方

<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーションまでごみを運ぶのが困難 ・親族や近所の方、地域のボランティアの方の支援を受けられない 	<p>これまで通り</p> <p>介護保険の要介護2以上か、障害福祉サービスの区分3以上</p>
	<p>【新】</p> <p>介護保険の要支援1・2または要介護1か障害福祉サービスの区分1・2で、世帯内の1人以上がホームヘルプサービスを利用</p>
	<p>【新】</p> <p>視覚障がいのある方に付き添う「同行援護」のサービスを利用</p>

2人以上の世帯の場合は、全員が要件に該当することが必要です

申し込み

お住まいの区を担当する清掃事務所へ連絡してください。後日、職員が自宅に伺い、要件などを確認します。

受付時間 8時～16時30分

(土・日曜を除く。祝・休日は15時30分まで)

※大型ごみは、収集センター☎281-8153へ(9時～16時30分)

清掃事務所(担当区)	電話
中央(中央区)	581-1153
北(北区)	772-5353
東(東区)	781-6653
白石(白石・厚別区)	876-1753
豊平(豊平・清田区)	581-9153
南(南区)	583-8613
西(西・手稲区)	664-0053

4/2(水)から 札幌の歴史がより身近に感じられる施設に!

壁面を使った展示
土器の底など、さまざまな角度からの観察が可能に!

通史展示コーナー
旧石器文化からアイヌ文化期まで貴重な資料が時代順に並びます

体験コーナー
縄文文化のクイズや昔の火おこし体験が楽しめます

所在地
中央区南22西13
(中央図書館に併設)